



基本目標 4 地域福祉を推進する基盤づくり

基本理念や基本目標の実現に取り組んでいくためには、社会福祉協議会の組織体制の強化とともに、“人材の確保・育成”“財政基盤の強化”が必要であり、また、住民の方々の理解と信頼を得る上でも、運営内容の“透明性の確保”が重要となっています。

施策指針 (1) 社会福祉協議会運営の透明性の確保
主な取り組み：①法人運営の強化と財政の透明性の確保
②分かりやすい情報の提供

施策指針 (2) 社会福祉協議会を支える人材と財政基盤の強化
主な取り組み：①法人職員の人材育成と財政基盤の強化
②共同募金活動等の推進

社会福祉協議会とは？

私たちの周りには1人では解決できない課題が数多くあります。社協はこれらの問題解決に努め、みんなの願いを実現させるために行政をはじめ、地域内の各種団体や、専門機関などと協力している民間団体です。

民間団体ではあるものの、法律（社会福祉法）で各都道府県と市町村に1つずつ設置が定められており、民間と公的機関・組織の両面のメリットを生かした事業を展開できることが期待されています。

例えば、民間福祉事業者と住民と行政機関との橋渡し、福祉施設や団体の連合会とその事務局、各福祉事業者間の調整、住民参加による地域福祉の推進、福祉専門職の職員養成、福祉人材の確保、福祉サービスの第三者評価などがあげられます。

また、行政の委託事業や福祉・介護サービス事業、障害者などの要援護者の生活相談事業を展開しているところが多くなっています。

山元町の福祉を良くする活動計画

山元町地域福祉活動計画(第2次) (令和2年度～令和6年度)一概要版一

地域福祉応援キャラクター
しゃっきょん



1 誰もが安心して生活できる福祉のまちづくり

2 住民同士が「支え合う・助け合う」福祉のまちづくり

3 生きがいを持てる福祉のまちづくり

4 地域福祉を推進する基盤づくり

「地域福祉」とは？



生活上の様々な課題を「地域」を中心に考え、誰もが安心して自立した生活ができるよう、住民の方や地域の団体、ボランティア、事業者、行政機関等が“つながり”を深め、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取り組みのことです。

「地域福祉活動計画」とは？



地域福祉ニーズが多様化・複雑化している中で、公的な福祉制度のみに頼らず住民参加による地域の支え合いを実現していくために、地域住民や各種団体が主体的に参加して策定する民間の活動・行動計画であり、社会福祉協議会が呼びかけて、住民の方、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営業者が、相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画とされています。

「山元町地域福祉活動計画（第2次）」についても、町が策定している高齢者・児童・障害者などの分野ごとの関係計画との整合を図りながら、山元町社会福祉協議会として実現すべき行動計画として5か年分を定めたものです。

社会福祉法人 山元町社会福祉協議会 地域福祉活動計画(第2次)【概要版】
—令和2年度から令和6年度(5カ年計画)—

〈発行〉 社会福祉法人 山元町社会福祉協議会
電話 0223-37-2785/FAX0223-35-6068

〈住所〉 〒989-2203
宮城県亶理郡山元町浅生原字作田山 2-71

〈ホームページ〉 <http://www.yamamotosyakyo.or.jp>



【山元町関係計画】

- 高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画
- 第5期障害者福祉計画・第1期障害児福祉計画
- 子ども・子育て支援事業計画
- 地域防災計画

【山元町社会福祉協議会】

- 地域福祉活動計画(第2次)
(年度ごとの事業計画書)



計画の概要



基本理念

～つながって支え合う福祉のまち“やまもと”～

基本理念の実現に向けて、
「基本目標 1～4」の施策の円滑な推進に取り組んでいきます。

基本目標 1 誰もが安心して生活できる福祉のまちづくり

地域共生社会の構築を年頭におき、高齢者の方や障害がある方、生活困窮の方等の様々な地域生活課題を抱えている住民1人ひとりが、個人として尊重され、プライバシーが守られつつ、困ったときに何でも相談することができ、さらに福祉サービスを受けたいときには必要なサービスを選択し、利用することができる“誰もが安心して暮らせる地域”づくりを目指します。

施策指針 (1) 住民が地域課題を話し合える地域づくりの支援

主な取り組み ①地域支援ネットワーク活動の推進
②生活支援体制の整備促進
③心配ごと等相談への適切な対応

施策指針 (2) 住民のニーズ等に合った福祉サービスの提供の推進

主な取り組み ①居宅訪問看護等による福祉サービスの提供
②高齢者等に対する福祉サービスの提供
③山元町共同作業所の管理・運営
④山元町障害者地域活動支援センター「やすらぎ」の管理・運営
⑤子育て世帯等に対する福祉サービスの提供
⑥低所得世帯等に対する資金貸付等生活支援

【地域共生社会とは】

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民1人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

言い換えますと、地域のあらゆる住民の方や関係者が「我が事」のように関わり合い、誰もが役割を持ち「丸ごと」つながることで、1人ひとりの暮らしと生きがいのある地域を、お互いに、助け合い、支え合いながら、ともに創っていく社会のことです。



基本目標 2 住民同士が「支え合う」「助け合う」福祉のまちづくり

人が地域で生活を営むためには、人と人との関わりが必要であり、地域コミュニティの形成と良好な維持・運営が重要となりますが、「東日本大震災」により、被災した山元町では、これまであった地域ごとのコミュニティが崩壊し、その再構築が急務となっていることから、地域コミュニティの拠点となる居場所づくりとともに、社会参加への基礎となる住民同士の「支え合い」や「助け合い」の地域づくりが求められています。

施策指針 (1) 専門知識を活かした地域コミュニティの再構築と「支え合う」「助け合う」意識の醸成の推進

主な取り組み ①地域住民の互助活動の推進・支援

【地域コミュニティとは】

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団とされています。



基本目標 3 生きがいを持てる福祉のまちづくり

住民の方が地域でいきいきと自分らしく生活していくためには、生活に生きがいを持つことが不可欠であることから、自分のためのほか、人（家族、友人、近隣の人等）や地域のために行う地域活動やボランティア活動等の社会参加が大きな影響を持つものと考えられており、また、社会参加は、新しい自分に気づく契機にもなるため、ボランティア活動の支援等を通じた地域づくりへの意識の醸成も重要となっています。

施策指針 (1) ボランティアセンターの運営・機能の充実

主な取り組み ①ボランティアセンターの運営・充実
②災害ボランティアセンターの適切な運営

施策指針 (2) 「生きがい」につながるボランティア活動の支援

主な取り組み ①ボランティアの育成・支援
②福祉教育の推進

【ボランティアとは】

ボランティア(volunteer)の語源は、ラテン語の「volo」(ウォロ、と読む)とされており、これは、「自分から進んで～する」「喜んで～する」という意味があります。また、ボランティア活動の基本理念は、「自発性」「社会性」「無償性」「先駆性」とされています。しかし、最近では「有償ボランティア」という言葉も聞くようになりました。「誰かの力になりたい」という精神が無償という意味で捉えていただければいいのではないのでしょうか。

